

**英国木質バイオマス持続可能性基準**

木質燃料アドバイスノート (2014年12月22日) (仮訳)

第1章 はじめに

この文書は、木材規格に規定された木質燃料の土地基準を定め、基準の遵守方法について記述するものである。

- 1.1. イギリス政府は2014年4月から、原料に原木 (Virgin wood) あるいは原木から製造されたものを用いた場合の報告目的での持続可能性要件を導入することを決定したことを公表した。この要件は差額調整契約 (Contracts for Difference : CfD) の下で補助を受ける場合に義務付けられており、再生可能エネルギー購入義務 (Renewables Obligation : RO) <sup>1</sup>及び国内・国外の再生可能熱インセンティブ (Renewable Heat Incentive : RHI) <sup>2</sup>の下でのインセンティブを受ける場合についても義務となる予定である (議会承認後)。
- 1.2. 熱及び電気のための木材規格<sup>3</sup> (以下、木材規格) は RO、CfD 及び RHI の請求者に対する木質燃料の土地基準を定めている。このガイダンス文書と関連文書である「託送及びマスバランスアプローチ」及び「リスクベース地域評価：チェックリストアプローチ」は、発電者や設備導入者が基準を遵守する方法について解説している。木材規格は英国政府木材調達方針 (UK-TPP) における原則を採用している。当該原則は、優れた持続可能な森林管理の基準及び国際的に認められた基準<sup>4</sup>を構成している、社会的・経済的及び環境的側面の検討事項をカバーしている。木材規格と UK-TPP の違いに関する詳細については第7章を参照のこと。

---

訳注：原文には、関連ウェブサイトのリンクが多数あるが、仮訳では省略している。詳細は、原文を参照のこと。

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/390145/141222\\_Woodfuel\\_Advice\\_Note\\_-\\_Guidance\\_final.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/390145/141222_Woodfuel_Advice_Note_-_Guidance_final.pdf)

<sup>1</sup> DECC (2013) Government Response to the sustainability requirements for solid biomass feedstocks used for electricity under the Renewables Obligation (RO):

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/231102/RO\\_Biomass\\_Sustainability\\_consultation\\_-\\_Government\\_Response\\_22\\_August\\_2013.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/231102/RO_Biomass_Sustainability_consultation_-_Government_Response_22_August_2013.pdf)

<sup>2</sup> DECC (2012) Government Response to non-domestic Renewable Heat Incentive consultation

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/128679/Gov\\_response\\_to\\_non\\_domestic\\_July\\_2012\\_consultation\\_-\\_26\\_02\\_2013.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/128679/Gov_response_to_non_domestic_July_2012_consultation_-_26_02_2013.pdf)

<sup>3</sup> Timber Standard for Heat & Electricity: Woodfuel used under the Renewable Heat Incentive and Renewables Obligation

<sup>4</sup> The Pan-European Criteria and Indicators 及び Operational Level Guidelines for Sustainable Forest Management (ヨーロッパ森林保護会議におけるリスボン関係閣僚会議承認 1998年6月)、UNCED 森林原則 (1992年リオデジャネイロ)、持続可能な森林経営のための ITTO 基準及びガイドライン

## 第2章 木質燃料の土地基準の適用者

2.1. 固体燃料・ガス化燃料として原木及び原木から製造された原料を使用している発電者及び、RO、CfD 及び RHI の下でインセンティブを申請する者は以下の事項を遵守しなければならない。

- 月次（1 MW 以上の RO、CfD）及び四半期（RHI）：託送ごとに温室効果ガス削減基準（GHG 基準）に適合する。本ガイダンス文書は GHG 基準に関する詳細情報は提供していない。詳細については「Biomass and Biogas Carbon Calculator (B2C2)」を参照のこと。RO 適用発電者向けには、OFGEM（ガス電力市場規制庁）のウェブサイト に詳しいガイダンスが掲載されている。また、OFGEM とバイオマス供給者リスト（BSL）は RHI 参加者向けの詳しいガイダンスや情報を提供している。
- 月次（1 MW 以上の RO）及び四半期（RHI）：託送ベース又は混合託送ベース（第3章参照）で木質燃料の土地基準に適合する。本ガイダンス文書はこれらの要件について定めている。
- 年次（1 MW 以上の RO、RHI）：ISAE3000 又は同等の基準の要件を満たした第三者監査人が取りまとめた年次の持続可能性報告書を整備する。これは総設備容量が 1MW 以上の発電所のみ求められる。

2.2. RO 及び RHI に基づく OFGEM への発電者からの報告は OFGEM の認定を受けなければならない。RO については継続的に燃料計測・サンプリング（FMS）手続に合致する必要がある。RHI 申請者の OFGEM に対する自己報告についても FMS 手続に則る必要がある。RHI への適合や計測に関する詳細な情報は（国内版 RHI 及び国外版 RHI）を参照のこと。OFGEM の持続可能性に係る RO ガイダンスの詳細についてはウェブサイトを参照のこと。

表 1：報告要件

容量 (kW)	月次の GHG 及び木質燃 料の土地基 準について の報告 (RO, CfD)	四半期ごと の GHG 及び 木質燃料の 土地基準に ついての報 告 <sup>5</sup>	年次報告：デ ータ分析 <sup>6</sup>	年次報告：監 査報告書	インセンテ ィブ 関 連 (RO)
届出済み正 味設備容量 50kW 以下 <sup>7</sup>	No	Yes	No	No	Yes – RHI No
届出済み正 味設備容量 が 50kW を 越 え 、 1000kW 未 満	No	Yes	Yes	No	Yes – RHI No– RO/CfD
届出済み正 味設備容量 1000kW 以 上	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

この表は 2015 年に発効する RO 指令及び RHI 規制の発効日から適用される。

2.3. 原木又は原木から製造された原料（おがくずを含む）を用いている 1MW 以上の発電容量を持つ発電者で、RO に基づきインセンティブを申請する者は、木質燃料の土地基準を遵守し、OFGEM に対して月次で報告しなければならない。

2.4. 原木又は原木から製造された原料を用いている 1MW<sup>8</sup>以上の発電容量を持つ発電者で、RHI に基づきインセンティブを申請するすべての RHI 参加者は、木質燃料の土地基準と GHG 基準を遵守しなければならない。使用している木材が BSL 供給者から供給を受けたかどうかにかかわらず、OFGEM に対し四半期ごとに報告しなければならない。

- BSL 登録供給者から調達した木材の使用 – RHI 参加者に対して供給する供給者は BSL に登録する必要がある、リスト管理者に対してガイダンスに基づき木質燃料の土地

<sup>5</sup> (OFGEM に直接報告をし、BSL に掲載がない) RHI 自己報告者にのみ適用される。

<sup>6</sup> RO、CfD に適用される。RHI についてはバイオメタンと自己報告者にのみ適用される。

<sup>7</sup> DNC = Declared Net Capacity

<sup>8</sup> 総設備容量 (TIC) が 1MW 以上

基準に適合していることを自らが証明する必要がある。参加者は、四半期ごとに OFGEM に対し自身の BSL 量を報告する必要がある。OFGEM ガイダンスには、報告すべき持続可能性データについての詳細が記載されている。

- 非 BSL 登録供給者から調達した木材の使用 — このような木材の場合は四半期ごとに OFGEM に対して自己報告する。OFGEM ガイダンスは、OFGEM に報告すべき持続可能性データについて定めている。非 BSL 登録木材は、参加者の総設備容量が 1MW 以上の場合、年度末に独立した監査が必要になることに注意が必要である。

2.5. RHI に基づき、参加者の設備が 1MW<sup>9</sup>より小さく、木質燃料がボイラーと同じ（所有、賃貸又はその他の関連の取決めを通じて、供給源の法的権利を持つ）不動産（又は 50 マイル内の同じ不動産）から供給されている場合は、自己供給者とみなされる。その場合、持続可能であると見なされる自己供給者として木質燃料の土地基準及び GHG 基準の遵守は求められないが、自己供給者は BSL に登録しなければならない。

2.6. しかし、自己供給者<sup>10</sup>であっても、他の発電者に対して木質燃料を供給することができる。BSL 供給者又は非 BSL 供給者として他者に燃料を供給するかどうかに関わらず、木質燃料の土地基準及び GHG 基準を遵守しなければならない。自己供給者が BSL 燃料を供給することを希望する場合は、BSL と協議し、BSL 供給者の要件を満たす必要がある。自己供給者に関する申請及び要件のさらなるガイダンスについては、BSL のウェブサイトを参照のこと。

---

<sup>9</sup> （訳注：原文に記載なし）

<sup>10</sup> 自己供給者の定義には BSL に基づく他者への供給は含まない。

### 第3章 木質燃料の土地基準とは

- 3.1. 木質燃料の土地基準を遵守するために、発電者及び参加者は、RO 及び RHI の下で供給されるすべての木質燃料が合法であり、少なくとも 70%が「合法で持続可能な」という定義を満たしている（以下、この最低条件を「70 / 30 閾値」という）ことを証明しなければならない。発電者及び燃料供給者は、使用する木質燃料の「合法で持続可能な」割合を最大化することが推奨される。
- 3.2. 発電者及び参加者は、託送ごとに 70/30 閾値を満たすか、又は混合託送であれば OFGEM に報告した木質燃料の合計の少なくとも 70%が「合法で持続可能」となるようにしなければならない。「託送」の定義は後述する。
- 3.3. BSL に登録する供給者は、BSL ガイダンスに従って 70/30 閾値を満たすことが求められる。OFGEM ガイダンスでは、参加者が BSL 供給木材を報告する方法や、発電者と自己報告者の報告方法について定めている。

#### 合法的な供給源

- 3.4. 合法的に伐採された場合、木質燃料は、合法的な供給源に由来する。ここで「合法的に伐採された」とは、以下の EU 木材規制（EUTR）の第2条と同意である。
- 3.5. 「伐採する国で適用される法律に従った伐採」
- 3.6. 「適用される法律」とは、伐採国で施行されている、以下をカバーする法律をいう。
- ・ 法律に基づき公告された境界内で伐採する権利
  - ・ 木材伐採に課される税金を含め、伐採権及び木材に対する料金の支払
  - ・ 木材伐採。伐採に直接関連している場合、森林管理や生物多様性保全を含む環境法及び森林法も対象となる
  - ・ 木材伐採により影響を受ける、利用及び保有権に関する第三者の法的権利
  - ・ 森林分野に係る貿易及び関税
- 3.7. EUTR は、2013 年の木材及び木材製品（流通）規制によって英国内でも施行されている。EUTR は、エネルギー生成や他の目的に使用されているかどうかに関わらず、木質燃料を含む木材及び木材製品に適用される。EUTR は、発電者が RO 及び RHI などの経済的補助を求めているかどうかや選択したかどうかに関わらず適用される。

3.8. EUTR では EU 市場に違法木材を流通させると犯罪となる。EUTR では、木材及び木材製品を初めて EU 市場に流通させる企業に対し、自社製品が違法な供給地に由来するリスクを評価し、当該リスクを低減させることを求めている。これは、デューデリジェンス（EUTR 第 6 条参照）として知られており、製品が購入される前に実施しなければならない。これは製品が認証（例えば FSC や PEFC ）されたものであっても実施が求められる。

3.9. EU 内から木質燃料を購入し、デューデリジェンスが行われている場合は、木材製品の仕入先や木質燃料の販売先に関する記録を保管しなければならない。これらの情報は、少なくとも 5 年間保存しなければならない。確認のために求められた場合には情報を提供しなければならない。

3.10. この文書では、EUTR の遵守に関する詳細なガイダンスを提供していない。詳しい情報が必要な場合は国立計量庁（National Measurement Office : NMO）に連絡すること。

3.11. EUTR 第 2 条に定めるように、初めて EU 市場に流通させるすべての木材・木材製品は合法的に伐採されなければならないとはいえ、上記に示した「合法的な供給源」の要件は、持続可能性基準の S1- S10 とは別の要件であることに注意が必要である。どのような場合でも、合法でない場合は、木材が持続可能とみなすことはできない。また、認証材を売買することが、自動的に EUTR を準拠したことにならないことにも注意が必要である。したがって木材規格カテゴリー A 及び B の証拠は、EUTR に準拠した十分かつ信頼できる証拠でなければならない。

### 持続可能な供給地

3.12. 木材規格では、以下に概説する基準 S1- S10 に準拠した供給地を「持続可能な供給地」と定義している。

- S1. 定義は、森林管理単位レベルで持続可能又は責任ある森林管理を定義している国際原則・基準として広く受け入れられているものと一致したものでなければならない。
- S2. 定義はパフォーマンスベースであり、測定可能なアウトプットが含まれ、かつ、S5 から S10 に定める論点をすべてカバーしなければならない。
- S3. 持続可能性を定義するプロセスは、バランスのとれた表示で、経済的、環境的、社会的関心のカテゴリーを入れるよう努めなければならない。
- S4. 持続可能性を定義するプロセスは、以下の事項を確実にするよう努めなければならない

い。

- ・方針の設定や変更のプロセスに対し、一つの利害が強く反映されてはならない。
  - ・方針の内容の決定は、対象カテゴリーの過半数の同意を欠く中で行ってはならない。
- S5. 森林管理は、生態系への被害が最小化されるようにしなければならない。この方針を  
実行するために、以下の要件が含まなければならない。
- ・適切な影響の評価及び影響を最小限にするための計画
  - ・土壌、水、生物多様性の保護
  - ・化学物質の管理と適切な使用及び可能な範囲での総合的害虫管理の使用
  - ・負の影響を最小限にするための廃棄物の適正処理
- S6. 森林管理は、森林の生産性を維持するよう努めなければならない。これを達成するた  
めには、方針に以下の要件が含まなければならない
- ・森林の生産性に重大な悪影響を与えることを避けるための、管理計画及び管理活動の実  
施
  - ・すべての要件の遵守を確認するための十分な監視及び計画のレビューとフィードバック
  - ・森林資源やサービスの範囲への影響を最小限に抑える運用及び運用手順
  - ・すべての従業員及び請負業者に対する適切な訓練
  - ・十分な賦存量及び生育・収量データに基づく、森林の長期的な生産能力を超えない伐採  
レベル
- S7. 森林管理は、その生態系の健全性や生命力を維持するようしなければならない。こ  
れを達成するためには、持続可能性の定義に以下の要件が含まなければならない。
- ・生態系の健全性と生命力を維持又は高めることを目的とした管理計画
  - ・自然のプロセス、火災、害虫や病気の管理
  - ・違法伐採、採掘や不法侵入などの不正活動から森林を保護するための適切な対策
- S8. 森林管理は生物多様性が維持されていなければならない。これを達成するために、方  
針に以下の要件が含まなければならない。
- ・希少種や絶滅危惧種を保護するためのセーフガード措置の実施
  - ・主な生態系や生息地の保全・休耕
  - ・優れた種の保護
- S9. 森林管理組織及び請負業者は、労働、福祉、健康、安全に関する地域又は国の法的要  
件を遵守しなければならない。
- S10<sup>11</sup>. 森林管理は、以下を満たさなければならない。
- ・森林に関連する法的慣習と伝統的な保有権と利用権の特定、文書化と尊重
  - ・森林（又は土地）管理慣行及び労働条件に関する保有権と利用権に関連する苦情や紛争  
を解決するための仕組み
  - ・森林作業員の労働基本権、健康、安全の保護

---

<sup>11</sup> 本基準は UK-TPP SC1-3 に対応している。

## 託送

3.13. 木質燃料は、持続可能性データを十分に解明し、適切な GHG 計算を可能にするために、託送ベースで報告されなければならない。

3.14. RO と RHI 法では「託送」を定義していないが、 OFGEM は託送<sup>12</sup>を構成するものについてのガイダンスを定めている。実用的な理由から GHG 基準の託送と木質燃料の土地基準を満たす託送の定義は同じになっている。各託送は、以下の点に関して同じ特性で構成されなければならない。

- 原料の種類<sup>13</sup>
- バイオマスの形状（固形バイオマスのみ）
- 原産国<sup>14</sup>
- 燃料の分類<sup>15</sup>
- 木質燃料の土地基準の遵守
- GHG 基準の遵守

3.15. 発電者（及び非 BSL 供給者から供給された木材を使用している参加者）は、燃料の測定とサンプリング（FMS）の手順に則り、操業する上での「託送」を構成するものについて OFGEM と相談することが推奨される。

3.16. RO、CFD 及び RHI は、 OFGEM に報告する木質燃料の少なくとも 70%が持続可能であることを求めている。これは、託送ごと、使用された混合託送ごと（RO / CFD）、又は四半期ごとに報告される全ての託送（RHI）に適用される。

3.17. 発電者及び自己報告の参加者は、必要に応じてその持続可能性のデータを配分するためにマスマルバランスシステムを使用することができ、不確かな場合はこのシステムについて OFGEM と協議する必要がある。

3.18. 四半期ごとに「合法で持続可能」であると報告した木質燃料の比率を計算する際に、より高い比率であることを示す証拠がない限り、BSL 木材は 70%が「合法で持続可能」とみなす。

---

<sup>12</sup> CFD 契約では託送の構成を特定することになっている。

<sup>13</sup> 異なるバイオ燃料は同一グループとすることができない。例：木材とひまわりペレットを同一とすることができない。菜種油と使用済み調理油を同一とすることができない。

<sup>14</sup> 英国は単一の前産国とみなす

<sup>15</sup> OFGEM 別表 10 燃料の分類に関する持続可能性ガイダンスを参照のこと。

3.19. OFGEM は、発電者と参加者が託送ごとに報告すべき情報を定めるガイダンスを用意している。BSL 供給木材であると報告した参加者は報告する情報が少なくなる。例えば、BSL の木質燃料は、その構成要素の特性ごとに分割する必要がなくなり、1 つの託送として報告することができる。すべての場合において、発電者及び参加者は木質燃料が GHG 基準と木質燃料の土地基準を満たしていることを宣言する必要があり、BSL の木材は常にこれらの基準を遵守するものとみなされる、

3.20. 託送及びマスバランスの詳細は、木材規格マスバランス・託送ガイダンス（ウェブサイト参照）に記載されている。

### マスバランス

3.22. 各託送又はバイオマスの混合託送や第三者に検証された情報を 70/30 閾値に照らして正確に報告するために、「合法で持続可能な」供給地についての情報は、サプライチェーンを通して追跡可能でなければならない。最終製品から原材料にさかのぼって追跡可能であるという概念は「管理の連鎖 (chain of custody)」として知られている。

3.23. 木材規格はマスバランスアプローチ (MBA) の使用を認めている。MBA は、ある一定の期間、定義されたシステムを用いて、木質燃料物質の流れを計算する手法である。このシステムでは、「合法で持続可能な」供給源や「合法性のみ」の供給源に由来する、といった持続可能性の特性を、託送又は混合託送の間で受け渡すことができる。しかし、サプライチェーン内の中継点<sup>16</sup>だけが同一の持続可能性と合法性で、元々受け取ったバイオマスの量から、前もって使用・販売した記録があるバイオマスの量を差し引いて、生産における変換係数や損失を考慮して、使用したり販売したりできる。

3.24. 以下の場合、MBA を採用する必要がある。

- 100%又は常に「合法で持続可能な」原料の調達でない場合
- 木質燃料を多くの異なる供給源から調達する場合
- 「合法で持続可能な」及び「合法性のみ」の原料の混合を避けるために、内部プロセスを制限している場合
- すでに一部又はすべての木質燃料をマスバランス法で計算している場合（クレジット・システムを含む）

3.25. RO、CFD 及び RHI の決まりでは、事業者が MBA を使用しなければならないケース

---

<sup>16</sup> サプライチェーンにおける中継点とは、サプライチェーンにおける同段階において木材を法的に所有している事業体をいう。

を明言していない。しかし、MBA は 70/30 閾値の正確な計算及び報告のための有用なツールとして、また木質燃料の起源についてサプライチェーンを通じて正確な情報を確保するために、使用することが推奨される。その上、MBA は原料について、混合する「合法で持続可能な」及び「合法性のみがある」項目の割合が異なることを許容している。なお、顧客全員に「合法で持続可能な」木質燃料の 100%を供給する供給者は MBA を使用する必要はない。

3.26. BSL の下で、供給者は 70/30 閾値を満たすことが求められ、MBA を用いることが推奨される。

3.27. MBA の使用が必要となるかどうかを識別するために、事業者はまず、使用している託送の数や、発電所で混合するかサプライチェーン内の他の場所で混合するかを決定しなければならない。託送が混合している場合は、バイオマス及びそれに関連する持続可能性と合法性の特性を明らかにするために MBA を使わなければならない。RO 及び CFD の発電者及び RHI の供給者は、単一の託送又は混合託送を受け取った場合、自らの受け取ったバイオマスにおける「合法で持続可能」と「合法性のみ」の割合を把握するために、個々の供給者や参加者から適切な情報を得なければならない。

3.28. MBA に関する詳しい情報については、木材規格マスバランス・託送ガイダンス文書を参照のこと。

## 第4章 証拠～木材規格カテゴリーA及びB～

- 4.1. 木質燃料が「合法で持続可能」であることの裏付けとなる2つの証拠は以下のとおりである。
- 木材規格カテゴリーA (TS Cat A) の証拠としても知られている木材規格に承認されたスキーム
  - 木材規格カテゴリーB (TS Cat B) の証拠としても知られている独自の証拠
- 4.2. 証拠の木材規格カテゴリーB タイプは、木材規格カテゴリーA と同等の厳格なアプローチを条件としており、英国政府は証拠のタイプは問わない。

### 木材規格カテゴリーAの証拠とは何か

- 4.3. 木材規格カテゴリーA は、木材規格に定められた木質燃料の土地基準を満たすものとして、英国政府により評価された自主的な第三者認証制度である。執筆時点においては、UK- TPP におけるカテゴリーA の証拠として、森林管理協議会 (FSC) 及び PEFC 森林認証プログラムがある。OFGEM は木質燃料の土地基準に照らして、他の独立した認証スキームについても評価する予定である。木材規格カテゴリーA の証拠として認められる独立した認証スキームの最新リストは、OFGEM のウェブサイト上で利用できる見込みである。
- 4.4. 木材規格と UK- TPP の要件は異なっているため、木材規格カテゴリーA スキームと、UK- TPP カテゴリーA の証拠として認められているスキームは、将来的に異なる可能性がある。
- 4.5. 木材規格カテゴリーA 任意第三者認証制度 (又は他の任意のスキーム) を購入、製造、販売することは、EUTR の法的要件を自動的に満たすことにはならないことに注意が必要である。

### 木材規格カテゴリーAの実証方法

- 4.6<sup>17</sup>. 原料や木質燃料<sup>18</sup>が木材規格カテゴリーA の認証スキームの下で供給されたことを証明するためには、その承認されたスキームに基づく「主張」と共に原料や木質燃料

<sup>17</sup> 原文では4.1となっているが、誤りと考えられる。

<sup>18</sup> 原料がボイラーで使用される前に更なる処理 (例えば、切断、乾燥、チップング) を受ける。BSLのQ & A 文書 (1.5 版) で述べられている、燃料がボイラーで使用される前に更なる処理を受けない燃料は、RHI の特別事項であり、その場合、当該事項を明らかにする。

が供給される必要がある（すなわち、そのスキームに対して認証されなければならない）。証明書の有効性を確認方法や、証明書がカバーする供給品の確認方法についての詳細なガイダンスは、以下の図 1 を参照のこと。

4.7. 供給者の証明書の有効性を確認する際は、次のウェブサイトを使用しなければならない。

FSC 向け: <http://info.fsc.org/certificate.php>

PEFC 向け: <http://www.pefcregs.info/search1.asp>

4.8. 供給者自身がスキームに認証されていない場合、当該供給者は（木材規格の承認スキームに）認証されたものとして原料及び木質燃料を供給することができない。原料や木質燃料は、供給者の認証の適用範囲内のものでなければならない。しかし、BSL の供給者や、木材規格に承認されたスキームに則って認証された木質燃料を購入する発電者又は参加者は、スキームの認証を取得する必要はない。

4.9. 例

- 発電者は FSC 認証のついた木質燃料を買うために、FSC 認証される必要はない。
- 木質チップ製造者は、FSC 認証されていない限り、FSC 認証のついた材料を販売することができない。

4.10. 木材規格カテゴリーA の証拠材として管理の連鎖が途切れた（例：サプライチェーンにおける供給者が認証されていない場合）ところから、当該材は木材規格カテゴリーA の主張をすることができない。木材規格に定める木質燃料の土地基準を遵守していることを実証するために、更なる証拠（木材規格カテゴリーB の証拠）が提供されなければならない。サプライチェーンの上流で認証された部分（木材規格カテゴリーA の証拠での裏付けあり）は、上記証拠を補完するために使用してもよい。

4.11. 例

- PEFC 認証されている発電者が、PEFC 認証されていない供給者から PEFC 認証森林由来の木質チップの託送を購入する。発電者が購入したときには当該木質チップは PEFC 認証になりえないが、PEFC 認証森林に由来していることの証拠が木材規格カテゴリーB の証拠の一部として含まれていてもよい。

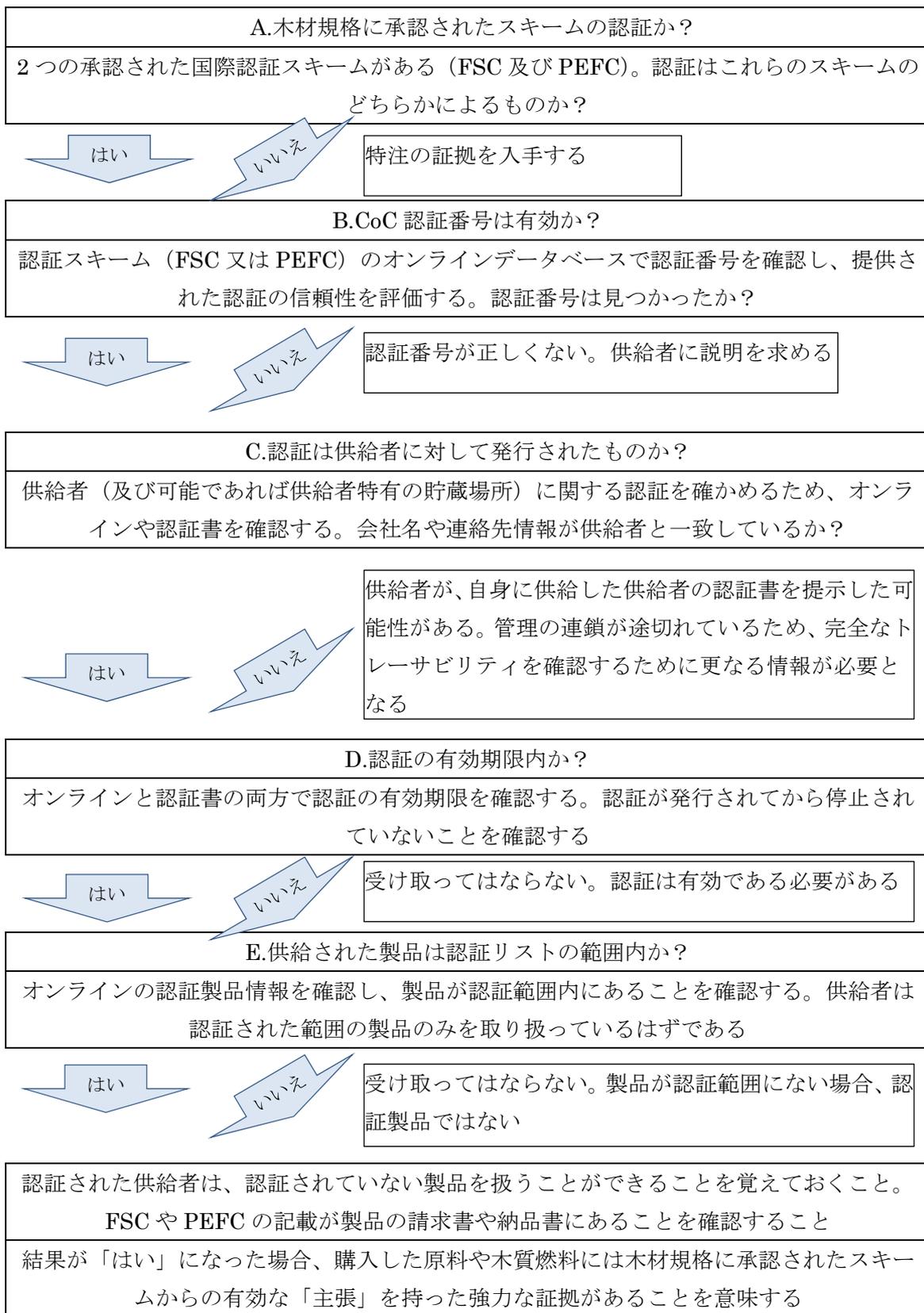


図 1: すべての認証木質燃料及び原料の証明書の確認

## ミックスクレーム

4.12. 木材規格カテゴリーA スキームでは、スキームの持続可能性の基準に完全に準拠している原料と、全体が持続可能性基準を満たしていない材料との混合を認めている。こうしたものを、「ミックスクレーム」材と呼ぶ（例えば、FSC 70%混合や PEFC 70%混合）。この場合、木材規格カテゴリーA スキームの持続可能性の基準に完全に準拠している材料の割合だけが、「合法で持続可能」とみなされる。その他の割合（FSC の「管理木材」や PEFC の「管理材」と呼ばれる）は、「合法性のみ」とみなされる。混合に関する詳細情報は木材規格マスマランス・託送ガイダンスを参照のこと。

### 4.13. 例

- 100 トンの木質チップを、FSC 70%ミックスクレームで受け取る。70 トンは「合法で持続可能」とみなされ、30 トンは「合法のみ」とみなされる。

## 木材スタンダードカテゴリーB の独自の証拠

4.14. 木材規格カテゴリーB の独自の証拠は、森林資源が木質燃料の土地基準を満たしていることを示すための、独立した認証制度以外の信頼できる証拠の形態である。「リスクベース地域評価：チェックリストアプローチ」文書は、木質燃料の購入者と証拠を提供する供給者の助けになる。

4.15. BSL は、申請者に対し、「リスクベース地域評価チェックリストアプローチ」を用いた木材規格カテゴリーB の証拠の提出を求めている。

4.16. 木材規格カテゴリーB の独自の証拠に対応する木質燃料は、理想的には特定の森林管理単位ごとに、もしくは少なくとも供給拠点<sup>19</sup>までさかのぼることが求められる。森林管理単位までさかのぼることができない場合は、「リスクベース地域評価チェックリストアプローチ」を使用する必要がある。

4.17. チェックリスト文書で述べたように、有効な伐採ライセンスを持ち、英国林業規格（UKFS）の要件及びガイドライン則った森林管理計画を実施している森林へ追跡可能な木材は、木材規格に定める木質燃料の土地基準を満たす。この場合は、リスクベース地域アプローチ（又はチェックリスト）は求められない。

---

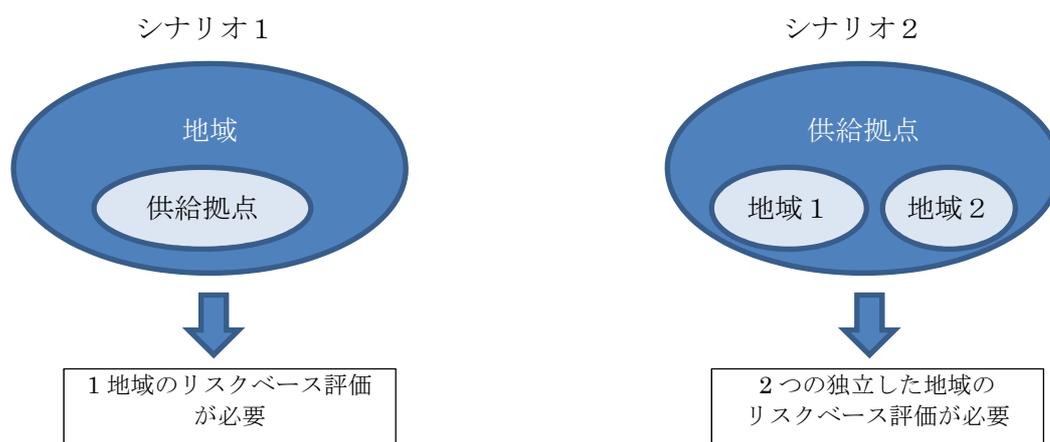
<sup>19</sup> 供給拠点の定義については「リスクベース地域評価：チェックリストアプローチ」文書を参照のこと。

## リスクベース地域アプローチ

- 4.18. 木材規格は、地域レベルで木質燃料の土地条件を遵守しないリスクが低いことを示す信頼できる証拠を要求する「リスクベース地域アプローチ」を認めている。アプローチは、第一に供給拠点を定義し、第二に対応する領域（複数可）を定義し、第三に木質燃料の土地基準をこの供給拠点が満たさないリスクを決定することを求めている。使用される木質燃料は、少なくとも評価対象の全ての木質燃料の伐採地点を含む供給拠点到さかのぼることができなければならない。供給拠点全体がいずれかの要件を遵守しないリスクが低いことを示す十分で確かな証拠がない場合には、木質燃料の利用者は、供給拠点を再定義するか、木質燃料の土地条件に遵守しないリスクを軽減するための緩和策を実施する必要がある。
- 4.19. リスクベース地域アプローチは、木材規格で定める木質燃料の土地基準を遵守しないリスクの徹底的かつ厳格な評価を求めている。ISAE 3000 又は同等の規格に基づいて業務を行う第三者検証人・監査人は、各基準に従っていることについて RO の発電者が実施したリスク評価結果を評価する。BSL のバイオマス供給業者については、リスト管理者が「適切」又は「不適切」といったリスク評価結果を評価する。
- 4.20. 木材規格リスクベース地域アプローチは、持続可能性要件 S1-S10 の遵守を示す証拠が製品ごとに森林管理単位までさかのぼって提供される、UK-TPP で用いられるカテゴリ B アプローチとは異なっている。
- 4.21. リスクベース地域アプローチの詳細については、「リスクベース地域評価：チェックリストアプローチ」文書を参照のこと。
- 4.22. 英国の生産者向けのカテゴリ B の証拠の提供方法に関する追加のガイダンスについては、英国における木材の生産者のための CPET ガイダンスを参照のこと。この文書では、「英国林業規格（UKFS）の要件とガイドラインに沿って、森林管理計画を完全に実施した森林に追跡可能な木材は、適切なカテゴリ B の証拠としての UK-TPP を満たしている。」としている。UK-TPP カテゴリ B の証拠に則った木質燃料は、木材規格カテゴリ B の要件にも準拠しているとみなす。
- 4.23. リスクベース地域アプローチを用いた場合であっても、EUTR を遵守しなければならないことに注意が必要である。

## 地域とは何か

- 4.24. 木材規格及び「リスクベース地域評価:チェックリストアプローチ」文書の規定では、地域を、木質燃料の土地基準を遵守しないリスクを評価するのに十分同質な条件で、信頼できかつ独立した情報を使用できる最も大きい領域、として定義している。単一の「地域」において、以下の特性と同じでなければならない。
- a) 土地所有、利、伐採権をカバーする法律
  - b) 生物多様性、水、大気、土壌保護をカバーする法律
  - c) 労働基本権と森林作業員の健康と安全をカバーする法律
  - d) 廃棄物の処理及び疾患制御をカバーする法律
  - e) 木材伐採のライセンスと再植林/再生の要件をカバーする法律
- 4.25. 評価のために選択した地域が供給拠点よりも大きくなる場合がある。あるいは、供給拠点が複数の地域を含むこともある。供給拠点と地域が定義されると、すべての供給拠点が木質燃料の土地条件を遵守しないリスクを評価しなければならない。



- 4.26. RO と CFD の場合、この評価は、発電者の責任で実施する。RHI の場合は、非 BSL 木材として報告している参加者（すなわち自己報告者）の責任で実施する。地域レベルでのすべての木質燃料の土地基準に準拠しないリスクが低いことが決定した原料や木質燃料だけが、「合法で持続可能」として供給される。
- 4.27. BSL 木材を使用している参加者のために、BSL プロセスは、木材が「合法で持続可能」であることを保証している。BSL の供給者は、リスクベース地域評価による木材規格カテゴリーB の証拠を提供することができるが、「BSL ガイダンス」はこれを検証・監査する方法を定める予定である。

## 第5章 年次コンプライアンス

- 5.1. 一年の中で、発電者及び自己報告の参加者は木材規格への準拠を実証するのに十分かつ信頼性の高い証拠を収集する必要がある。
- 5.2. 第二章で述べたように、1MW以上の総設備容量を持つ発電者及び参加者は、ISAE 3000又は同等の規格の要件を満たした第三者の検証人・監査人が作成した年次持続可能性報告書を用意する必要がある。この報告書は、発電者及び参加者がサプライチェーンから集めてきた木材規格カテゴリーA及びBの証拠の監査に基づくものである。
- 5.3. BSL 木材のみを使用している参加者は、年次監査報告書を完了する必要はない（OFGEMのガイダンスに基づいたプロファイルデータを提供する必要はある。OFGEMは年次報告を要求しているが、監査は求めている）。1年間に非BSL木材の取扱いを自己報告した参加者及び総設備容量が1MW以上の参加者は、監査済み年次報告書を用意する必要がある。
- 5.4. 提供された証拠は、10の持続可能性の原則（木材規格におけるS1・S10）のそれぞれについて、「適切である」と第三者の検証人・監査人によって評価されなければならない。OFGEMに報告した託送をサポートする証拠が年末に「適切でない」と決定した場合、OFGEMの手順に沿って制裁や罰則が適用される。
- 5.5. BSLに基づくバイオマス供給者については、木質燃料の土地基準の遵守状況がリスト管理者によって評価される。リスト管理者が、供給者が提出した証拠を「適切でない」と評価した場合、アプリケーション及び監査ガイダンス文書に沿って制裁や罰則が適用される。
- 以下のリンクを参照。
- <http://biomass-suppliers-list.service.gov.uk/docs/default-source/default-documentlibrary/applications-and-audit-guidance-v1-3.pdf?sfvrsn=0>.
- 5.6. 「リスクベース地域評価：チェックリストアプローチ」文書は、発電者及び第三者の検証人・監査人が木材規格カテゴリーBの証拠が、リスクベース地域アプローチの一部として受け入れられるものについて助言するように設計されている。当該文書は、ウェブサイトで参照できる。

## 第6章 特殊ケース

この章では、廃棄物やバイオリキッドとして木材規格の遵守を免除されている原料について定める。免除原料は、マスバランスの計算に含めてはならず、分けて扱う必要がある。さらに、本章では「持続可能とみなされる」ものでマスバランスの計算に含めることができる原料の要件を示す。また、木材規格の要件に準拠する必要があるエネルギー作物などのバイオマスを示し、FLEGT 木材の位置づけを明確にする。

- 廃棄物材料
- エネルギー作物
- FLEGT
- 持続可能とみなされるもの（持続可能なものを含む）
- その他のバイオマス
- バイオリキッド

### 廃棄物

6.1. 「廃棄物」又は「使用済みリサイクル材料」に分類されている木質燃料は木材規格に定める木質燃料の土地基準を満たしている必要はない。これらの材料は、マスバランスの計算に含めることができず、70/30 閾値を遵守する必要がない。廃棄物や使用済みリサイクル材料の定義についての情報及びガイダンスはウェブサイトを参照のこと。なお、おがくずなどの使用前リサイクル材料は木質燃料の土地基準を遵守しなければならない。

6.2. 廃棄物は EU 木材規制（EUTR）の合法性要件に準拠する必要があることに注意が必要である。

### エネルギー作物

6.3. エネルギー作物は RO 及び RHI 規則で定義されている。政府の諮問文書では、何がエネルギー作物であるかを定めている。エネルギー作物は木材規格（2015 年改正の RO と RHI の施行時から）に準拠する必要はないが、RED 土地基準に準拠する必要がある。エネルギー作物の詳細については、ウェブサイトを参照のこと。

### FLEGT

6.4. FLEGT は、森林法施行・ガバナンス・貿易の略である。EU の FLEGT 行動計画は、

2003年に策定された。持続可能性かつ合法的な森林管理の強化、ガバナンスを改善及び合法に生産された木材の貿易を促進することによって、違法伐採を減少させることを目的としている。FLEGT<sup>20</sup>パートナー国から調達した木質燃料は、合法的なものとして受け入れられるが、持続可能とは言えない。FLEGTの詳細については、ウェブサイト参照のこと。

## みなし持続可能性

6.5. 樹木残さ及び非森林地に由来し生態学的理由から伐採された材は、2014年8月政府対応により、RO、CFD及びRHIのための木材規格の下で持続可能な供給源に由来するとみなされるようになった（CFD、2015年改正RO及びRHI施行時から）。RO証書又はRHIを主張する際、「持続可能とみなす」材は木材規格（基準S1-S10）で定義されている持続可能な供給源に由来している証拠を提供する必要はない。しかし、発電者、RHI参加者又はバイオマス供給者が、樹木残さや非森林地に由来し生態学的理由から伐採された材のいずれかを使用しようとする際、樹木残さや非森林地に由来し生態学的理由から伐採された材であることをそれぞれ証明しなければならない。発電者及び設備導入者は、材がEUTRの合法性要件に準拠していることについても確認する必要がある。その後、材は「持続可能なものとみなす」れ、木材規格マスマバランス計算の下で木質燃料の「合法で持続可能な」割合にカウントすることができるようになる。また、材の使用者は、ROとRHIの下で関連するGHG基準に適合していることを証明する必要がある。

6.6. 2014年8月政府対応で決まったように、樹木残さは、通常、庭、公園又は人口の多い環境、及び道路や鉄道の境界において景観や快適性向上のために植えられ、樹木外科術の一環で除去された樹木に由来する材と同様に見なされる。これについて OFGEM は、さらに詳しいガイダンスを提供している。

6.7. 非森林地から生態学的理由のために伐採された材料は、は、英国林業規格が定義する「主に木に覆われた土地」（少なくとも20%の樹冠がある立木の下土地として定義）、すなわち、広い領域（一般的に森林と呼ばれる）又は各種用語（森、低質林、雑木林又は保安林を含む）で知られる小さな領域かどうかにより矛盾すると考えられる。森林由来で環境上の理由のために伐採される木材は「みなし持続可能」なものではなく、森

---

<sup>20</sup>森林法施行・ガバナンス・貿易(FLEGT)は木材製品の違法伐採と貿易の問題に対応する欧州連合(EU)の対策である。FLEGT行動計画の重要な部分には、欧州連合(EU)及び木材生産国との二国間の自主的連携協定(のVPA)の交渉である。VPAの条件に基づき国が木材のライセンスシステムを導入するために、EUと合意する。EUは、その国からライセンス製品のみを受け入れ、無免許の製品は、EU市場に入る際に違法な製品を防止する目的で通関で拒否される。

林管理のための通常の実り決めの一環として、木材規格を満たす必要がある。

## バイオリキッド

6.8. バイオリキッドは木質燃料の土地基準に準拠する必要はない。しかし、バイオリキッドは、GHG 基準と自身の土地基準を遵守しなければならない。OFGEM のガイダンスはウェブサイト参照のこと。

## その他のバイオマス

6.9. 原木又は原木からつくられた木材は、製品、副産物、林地残材、製材残さの категорияに分類される。

6.10. その他のバイオマス原料が、どのような場合に、どのように木材規格を遵守すべきかを下表に示す。「農作物残さ」及び「水産養殖・漁業残さ」には遵守しなければならない自身の土地基準があり（OFGEM ガイダンス参照）、下表からは除外されている。

	木質燃料の土地基準	GHG 基準
廃木材を含む廃棄物 <sup>21</sup>	免除	免除
完全に廃棄物由来するバイオマス	免除	免除
製材残さ	木材でない場合、木質燃料の土地条件を免除 木材の場合、報告及び木質燃料の土地基準の遵守が求められる	収集プロセスからの排出のみ
林業からの残さ	報告及び木質燃料の土地基準の遵守が求められる	収集プロセスからの排出のみ
樹木残さ	みなし持続可能性 <sup>22</sup>	収集プロセスからの排出のみ
製品、副産物	報告及び木質燃料の土地基準の遵守が求められる	収集プロセスからの排出のみ

<sup>21</sup> 「廃棄物」は環境保護法（1990年）第75条2項で定義されているが、汚水の処理から発生するガスや埋め立てに由来するガスは含まれていない。  
<https://www.ofgem.gov.uk/publications-and-updates/renewables-obligation-sustainability-criteria-guidance-0>

<sup>22</sup> RO 及び RHI が施行される 2015 年から適用。CFD 保有者は 4 月から適用。

## 第7章 木材規格と木材調達方針の違い

- 7.1. 中央政府、執行機関、外郭公共団体及びイングランドの非大臣省に供給される全ての木材及び木材製品（木質燃料を含む）は、UK-TPP に準拠しなければならない。広範囲にわたる公共部門も遵守することが強く奨励されている。
- 7.2. 木材規格で採用されている原則は、UK-TPP で定められている原則に基づいているが、両者には重要な違いがある。すなわち、UK-TPP カテゴリーB アプローチは、リスクベース地域アプローチを認めていない。UK-TPP は、森林管理単位までさかのぼった各部分のトレーサビリティを求めているが、木材規格は、木材規格に定められた木質燃料の土地基準に遵守しないリスクが低い場合に供給拠点までさかのぼるトレーサビリティを求める、リスクベース地域アプローチを認めている。
- 7.3. その結果、UK-TPP に準拠した木材は、自動的に木材規格に準拠することになる。しかし、木材規格に準拠した木材は、必ずしも UK-TPP に準拠することにはならない。UK-TPP へ準拠しているのに木材規格への準拠が確かでない唯一の例外は、FLEGT 木材である。FLEGT 木材が公表されたときに、「合法で持続可能」として UK-TPP の下で認められる。木材規格の下では、FLEGT 木材は、「合法性のみ」とみなされる。6.4 項を参照のこと。

## 第8章 役に立つ情報

- 8.1. 熱及び電気のための木材規格：この文書では、土地基準が RHI 及び RO の下で使用する木質燃料にどのように適用されるかを定めている。木材規格の多くは、RO 及び RHI の規則に転用されている。
- 8.2. 木材規格マスバランス及び託送ガイダンス：この文書では、マスバランスアプローチの実施と木材規格の要件に準拠するための「託送」の概念を明確化するためのガイダンスを提供する。
- 8.3. 地域供給拠点評価のためのチェックリスト：地域の供給拠点の評価のためのチェックリストは、木質燃料の購入者と供給者が認証を使用せずに木質燃料の土地基準に準拠している証拠を提出するのに役立つ。
- 8.4. 政府木材調達方針のための第三者専門家機関（CPET）は、供給者及び発電者が木材規格に定められている木質燃料の土地基準に準拠するための情報とガイダンスを提供するヘルプラインサービスを行っている。また、CPET は木材規格カテゴリーA と木材規格カテゴリーB の特注の証拠の提供方法に関する情報やガイダンスも提供している。UK- TPP を遵守しなければならない木質燃料の発電者や供給者のためには、CPET は遵守に関する情報やガイダンスを提供している。
- なお、CPET は技術的な木質燃料の疑問に関するアドバイス（すなわち水分量、重量、体積、サイズなど）や、BSL に載せる方法についてのガイダンスを提供できないことに注意が必要である。また、CPET は RO や RHI 制度への応募方法や、託送の決定、インセンティブの取得や GHG 基準への準拠方法についてのアドバイスも行っていない。
- Web: [www.gov.uk/government/groups/central-point-of-expertise-ontimber](http://www.gov.uk/government/groups/central-point-of-expertise-ontimber)  
Email: [cpet@efeca.com](mailto:cpet@efeca.com)  
Tel: +44 (0)1305 236 100 (Mon-Fri 9am – 5pm)
- 8.5. BSL ヘルプデスクは、バイオマスの供給者リストへの掲載認可プロセスに関するアドバイスとサポートを提供している。また、以下に関するガイダンスと情報を提供している。
- GHG 基準に準拠する方法
  - 生産者、流通業者、生産・流通業者、自己供給者となる定義
  - BSL マークブランドガイドラインに適用される要件
  - BSL 登録された燃料の供給業者から木質燃料に関する技術的要求（すなわち、水分量、

サイズ、重量、原料・燃料の性質、原料・燃料の体積測定)

BSL ヘルプデスクは、インセンティブ制度への申込方法や政策・法律に関する疑問に対する情報やアドバイスを提供することはできないことに注意が必要である。

Web: <http://biomass-suppliers-list.service.gov.uk/contact-us>

Email: [bslhelpdesk@gemserv.com](mailto:bslhelpdesk@gemserv.com)

Tel: +44 (0)20 7090 7769 (Mon-Fri 9am – 5pm)

BSLの詳細については、ウェブサイトを参照のこと。

- 8.6. OFGEM は RO 制度と RHI (国内・国外) 申込プロセスについて質問へ回答している。また、OFGEM は燃料の分類に関する問い合わせについてもアドバイスを提供している。B2C2 計算ソフトウェアに関する問い合わせは [b2c2support@e4tech.com](mailto:b2c2support@e4tech.com) に直接電子メールを送信すること。

Web: [www.ofgem.gov.uk](http://www.ofgem.gov.uk)

Renewables Obligation (RO) に関して :

Email: [renewable@ofgem.gov.uk](mailto:renewable@ofgem.gov.uk)

Tel: 020 7901 7310

国内 RHI 申込者向け :

Email: [domesticRHI@ofgem.gov.uk](mailto:domesticRHI@ofgem.gov.uk)

Tel: 0300 003 0744 (Mon to Fri 8am to 7pm)

国外 RHI 申込者向け :

Email: [rhi.enquiry@ofgem.gov.uk](mailto:rhi.enquiry@ofgem.gov.uk)

Tel: 0845 200 2122 (月曜から木曜の午前 9 時から午後 5 時、金曜日の午前 9 時から午後 4 時 30 分)

CfD に関して :

Web <https://lowcarboncontracts.uk/contact-us>

- 8.7. 森林委員会は、経営計画、伐採ライセンスと持続可能な森林管理の実施に関する情報を提供している。英国林業規格 (UKFS) は、英国の持続可能な森林管理のための参考基準である。一連のガイドラインで構成されている UKFS は、英国における林業の状況を概説し、持続可能な森林経営に関する英国政府のアプローチを定め、基準や要件を定義し、規制と監視のための基礎を提供している。

- 8.8. 国立計量庁 (NMO) は EU 木材規制 (EUTR) への遵守に関する問い合わせに回答している。公式の NMO への問い合わせフォームがある。

8.9. この文書はガイダンスである。規則や規制、場合によっては CfD の要求を意識し、守る責任が発電者及び参加者にある。このガイダンスは、規則や規制、CfD の解釈について包括的な法的助言を提供するものではない。必要な場合には、発電者及び参加者は技術的又は法的支援を自ら探す必要がある。

## 第9章 用語解説

Approved schemes	承認されたスキーム	木材規格において定められた基準に合致していることを英国政府が承認した独立認証スキーム
Arboricultural residues	樹木残さ	庭、公園又は人口の多い環境、及び道路や鉄道の境界において樹木外科術の一環で除去された、景観や快適性向上のために植えられる樹木に由来する材
Biomass Suppliers List (BSL)	バイオマス供給者リスト	燃料が RHI で求められる持続可能性基準に合致していることを証明できる者として認定された木質燃料の供給者リスト
Chain of custody (CoC)	管理の連鎖	原産地からサプライチェーンを通じた最終製品までをトレース可能であること
Consignment	託送	<p>OFGEM は託送に該当するものについてガイダンスで示している。それぞれの託送は以下の点について同じ性質のもので構成されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原料の種類<sup>23</sup></li> <li>バイオマスの形状（固体バイオマスのみ）</li> <li>原産国<sup>24</sup></li> <li>燃料の類別（残さ、製品、等）</li> <li>持続可能な森林経営基準への適合</li> <li>GHG 基準への適合</li> </ul>
Controlled	管理材	FSC 管理木材又は PEFC 管理材として認証された材
CPET	CPET	Central Point of Expertise on Timber：英国政府木材調達方針のための第三者専門家機関
DNC	DNC	Declared Net Capacity：届出済み正味設備容量
EU Timber Regulation No 995/2010 (EUTR)	EU 木材規制 No995/2010 (EUTR)	ヨーロッパ市場において違法伐採木材やその製品をあっせんすることを禁じる EU の法規
FLEGT	森林法施行・ガバナンス・貿易	森林法施行・ガバナンス・貿易：EU の FLEGT アクションプランは 2003 年に制定され、持続可能かつ合法森林経営を強化することや、ガバナンスの整備、合法に生産された木材の流通を推進することで違法伐採を減らすことを

<sup>23</sup> 異なるバイオ燃料は同一グループとすることができない。例：木材とひまわりペレットを同一とすることができない。菜種油と使用済み調理油を同一とすることができない。

<sup>24</sup> 英国は単一の原産国とする。

		目的としている。
FSC	FSC	Forest Stewardship Council : 森林管理協議会 任意かつ国際的な森林認証スキームであり、持続可能な森林経営の基準を定めている。
Generator	発電者	RO 及び RHI の下に運転する英国の発電事業者
ISAE 3000	ISAE 3000	International Standard on Assurance Engagements performance assessment scheme : 国際保証業務基準
Land criteria	土地基準	「木質燃料」として知られる固体バイオマスのためのもの。木質燃料の土地基準は、70/30 閾値への遵守を含む、熱及び電気のための木材規格、持続可能な供給源の定義 (S1-S10 の原則) を遵守することを求めている。
Legal Source	合法的な供給源	EU 木材規制 No.995/2010 に示す合法的な供給源に由来する
'Legal only'	合法性のみ	合法的な供給源に由来する木質燃料
List Administrator	リスト管理者	BSL を監督し、登録された燃料の純樹状況を評価する
MBA	MBA	マスバランスアプローチ : 連鎖の全ての段階で、参加者が同じ持続可能性特性のバイオマスで、元々受け入れたバイオマスの量から、前もって使用・販売した記録があるバイオマスを差し引いて使用・販売できるとすることを求めるシステム
Material removed for ecological reasons from non-forest land	非森林地から生態学的理由で除去された材	非森林地から生態学的理由で除去された木材。例えば、侵害されている小木や低木を除去することにより、荒地、未改良草原、湿原や湿地などを復元することをいう。
Office of Gas and Electricity Markets (OfGEM)	ガス電力市場規制庁	英国のガス・電気市場を規制する非大臣省及び独立した国家規制当局
PEFC	PEFC 森林認証プログラム	Programme for the Endorsement of Forest Certification : 森林認証プログラム。持続可能な森林管理のための基準を定める自主的で国際的な森林認証制度。
RHI	RHI	Renewable Heat Incentive : 再生可能熱インセンティブ
RO		Renewable Obligation : 再生可能エネルギー購入義務

ROC	RO 証書	Renewable Obligation Certificate : 再生可能エネルギー義務証書
Self-supplier	自己供給者	設備容量が 1MW よりも小さい場合、かつ、ボイラーと同じ敷地内（所有、賃貸又はその他の関連の取決めを通じて、資源の法的権利を持つ）から木質燃料を調達する場合、参加者は自己供給者となることができる
Supplier	供給者	発電者に木質燃料を供給する事業者
Supply Base	供給地	原料や木質燃料が由来する地域
Sustainable Forest Management	持続可能な森林経営	木材規格カテゴリーA 又はカテゴリーB の特注の証拠に準拠していることが第三者的に検証された森林管理の実施
Sustainable source	持続可能な供給源	木材規格で S1 - S10 の要件を満たす持続可能な定義に従って管理されている森林に由来すること
Threshold, 70/30	閾値 70/30	発電者と供給者は、RO 及び RHI の下で供給されたすべての木質燃料（量、発熱量又は炉乾燥させたものと同等の重量）が合法であり、すべての木質燃料の少なくとも 70% が「合法で持続可能な」定義を満たしていることを確認する必要がある。Sustainable source 及び Legal source を参照のこと。
TIC	TIC	Total Installed Capacity : 総設備容量
Traceability	トレーサビリティ	CoC を参照
Timber Standard	木材規格	Timber Standard for Heat and Electricity : 熱及び電気のための木材規格
Timber Standard Category A (Timber Standard Category A) evidence	木材規格カテゴリーA の証拠	木材規格持続可能性及び合法性基準に適合していることを示すための承認されたスキームから出てきた証拠（「approved schemes」の項参照）
Timber Standard Category B (Timber Standard)	木材規格カテゴリーB の特注の証拠	木材規格の持続可能性及び合法性基準に適合していることを示すための認証スキーム以外の信頼できる証拠となる全ての書類

Category B) bespoke evidence		
UK-TPP	UK-TPP	United Kingdom Timber Procurement Policy : 英国木材調達方針
Virgin Wood	原木	木材及びバーク、のこくずなど化学処理や仕上げ加工がされていないもの
Waste	廃棄物	1990年環境保護法の第75条第2項に定義されている「廃棄物」をいい、ごみ廃棄場に由来するガスや汚水の取扱いから発生するガスは含まれない。 <a href="https://www.ofgem.gov.uk/publications-and-updates/renewables-obligation-sustainability-criteria-guidance-0">https://www.ofgem.gov.uk/publications-and-updates/renewables-obligation-sustainability-criteria-guidance-0</a>
Woodfuel	木質燃料	木材又は他用途に使用されなかった木材由来の固体燃料。 例：建築廃材、木質ペレット、木の床材
Woodfuel land criteria	木質燃料の土地基準	熱及び電気のための木材規格、S1-S10原則、70/30 閾値 (70/30 閾値の項参照)

翻訳：落合麻里

監修：NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク

※本仮訳は、OFGEM よって公式に認められたものではない。

※本書の原文は、下記ウェブサイト上にある。

Woodfuel Advice Note

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/390145/141222\\_Woodfuel\\_Advice\\_Note\\_-\\_Guidance\\_final.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/390145/141222_Woodfuel_Advice_Note_-_Guidance_final.pdf)